

スマイルグループホーム

(介護予防認知症対応型共同生活介護)
(認知症対応型共同生活介護)

運 営 規 程

スマイルグループホーム運営規程

(介護予防認知症対応型老人共同生活援助事業)

(認知症対応型老人共同生活援助事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江薫風会が設置するスマイルグループホーム（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型老人共同生活援助事業および指定介護予防認知症対応型老人共同生活援助事業（以下「当事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者および計画作成担当者、介護職員（以下「職員」という。）が、認知症症状を伴う要支援、要介護状態のご入居者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、認知症症状によって自立した生活が困難になったご入居者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、ご入居者の認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うものである。

また、ご入居者の意思および人格を尊重し、常にご入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「米原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月28日米原市条例第3号）および「米原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年3月28日米原市条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

施設、行政などの相談窓口については、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	スマイルグループホーム
所在地	滋賀県米原市寺倉603番地の3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員および業務（（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成含む）の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている共同生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名（兼務職員）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 職員 3名以上（常勤職員1名以上）

職員は、ご入居者に対し必要な介護および世話、支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

内訳 1ユニット 9名

(共同生活介護の内容)

第6条 事業所で行う共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談、援助

(援助計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、共同生活介護サービスの提供開始時に、ご入居者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれのご入居者に応じて作成した介護計画について、ご入居者およびご家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 介護計画の作成に当たっては、ご入居者の状態に応じた多様なサービスの提供および利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 共同生活介護を提供した場合の利用料の額は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)および「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)によるものとし、当該共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 同条1項に記載した以外の利用料金は、後記「スマイルグループホームその他料金表」のとおり。
ただし、家賃、管理費および食材料費については月ぎめ額とし、外泊、外出および外食(出前を含む)による減額は無いものとする。
- 3 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、ご入居者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 4 月の途中における入退居については、1ヶ月を30日と見なして日割り計算をし、入居日数分を徴収する。
- 5 退去時に居室の修繕が必要な場合は、修繕にかかる費用を実費請求する。
- 6 前項の利用料等の支払いを受けたときは、ご入居者またはそのご家族に対し、利用料とその他利用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業所の指定する方法によって指定期日までに支払うものとする。
- 8 共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、ご入居者またはそのご家族に対し、当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご入居者またはそのご家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 事業所が行う共同生活介護サービスを利用(入居)するには、下記に掲げる利用条件を必要とし、以下の条件を具備しないものは利用不可とする。

- ①要介護認定による要支援2および要介護1以上のもの
 - ②中軽度の認知症状態にあるもの
 - ③共同生活を送ることに支障がないもの
- 2 ご入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該ご入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 ご入居者が入院治療を要する者であること等、ご入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 ご入居者の退去に際しては、ご入居者およびそのご家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
 - 5 ご入居者やそのご家族による、職員へのハラスメント行為(職員への暴力や乱暴な言動、セクシャルハラスメントなど)があった場合、サービスの中断や契約を解除する場合があること。

(身体拘束の制限)

第10条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該ご入居者または他のご入居者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等は行わないものとする。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合の手順としては、身体拘束排除マニュアルを用いて行うものとし、やむを得ず身体拘束が必要とされた場合は、管理者への報告を実施する。また、拘束を実施した場合は、その態様および時間、その他ご入居者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体拘束防止委員会を設置するとともに、介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第11条 共同生活介護を提供する施設、設備および備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒および感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 共同生活介護職員は、共同生活介護の提供中にご入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、ご入居者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご入居者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な処理を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるほか、地域住民との連携および協力を行うために、法人施設の所在地である寺倉自治会との協定を締結している。

(人権擁護・虐待防止)

第 15 条 ご入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保するものとする。

(虐待防止への対応)

第 16 条 職員は、ご入居者に対し虐待はしてはならないとして、虐待防止対応マニュアルに定めており、ご入居者ご本人、保護者、従業者より虐待の通報がある時は、その対応マニュアルにそって対応するとともに、高齢者虐待防止法に基づき市町村（米原市）に通報いたす義務を負うものとします。

- 2 虐待を未然に防止のための、定期的な研修を実施するほか、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止に関する措置を適切に実施するために、担当者を置く。

(苦情処理)

第 17 条 共同生活介護の提供に係るご入居者またはそのご家族からの苦情に迅速に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した共同生活介護に関し、介護保険法(以下「法」という)第 23 条、又は法第 78 条の 7、若しくは法第 115 条の 17 の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従い必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した共同生活介護に係るご入居者またはそのご家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第 18 条 事業所は、サービスの提供にあたって、事業所の責めに帰すべき事由により、ご入居者の身体、生命、財産、名誉等に損害を及ぼした場合には、ご入居者に対してその損害を賠償するものとする。ただし、事業所に故意過失がない場合は、この限りではないものとする。

(情報公開)

第 19 条 事業所において実施する事業の内容について、米原市が定める「米原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」(平成 25 年 3 月 28 日米原市条例第 3 号) 第 128 条において準用する第 34 条および「米原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成 25 年 3 月 28 日米原市条例第 4 号) 第 86 条において準用する第 32 条に基づき、当事業所にて文書の揭示より公開する。

- 2 前項に定める内容は、条例により定める事項および事業所が提供する共同生活介護の利用および利用申し込みに資するものとし、ご入居者およびそのご家族（過去にご入居者であったものおよびそのご家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）

- 第 20 条 ご入居者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得たご入居者またはそのご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご入居者またはそのご家族の同意を得るものとする。

（秘密保持）

- 第 21 条 職員は、業務上知り得たご入居者またはそのご家族の秘密を保持しなければならない。
- 2 職員であった者が、業務上知り得たご入居者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨は誓約書等を用いて必要な措置を講じています。

（その他運営に関する留意事項）

- 第 22 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- ①採用時研修採用後 3ヶ月以内
 - ②継続研修 年1回
- 2 本事業所は、共同生活介護に関する記録を整備し、保存期間については、重要事項説明書に記載のとおりとする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江薫風会と事業所の管理者との間で協議に基づき定めるものとする。

附 則

平成18年9月1日	施行
平成21年4月1日	改定
平成24年4月1日	改定
平成26年4月1日	改定
平成26年8月19日	改定
平成27年4月1日	改定
平成27年8月1日	改定
平成30年3月26日	改定・施行
2019年10月1日	改定・施行
2021年5月21日	改定・施行
2023年4月1日	改定・施行

(後記)

スマイルグループホームその他料金表

(介護予防認知症対応型共同生活介護)
(認知症対応型共同生活介護)

◆入居に係わる1ヶ月の料金(ご入居者全額負担)

項目	金額	内容の説明
居室料	60,000円/月	日額計算の適用は中途入退居の場合のみとし、ホーム在住の 外泊や入院等による不在の場合は適用しません。 (以下の項目についても同様)
	2,000円/日	
食材料費	49,050円/月	朝昼夕食、おやつ代。 外食や出前等による減額はいたしません。 (内訳 朝360円、昼夜各570円、おやつ2回100円)
	1,635円/日	
管理費	34,950円/月	ホームの保守等の維持管理、水道、光熱費等。
	1,165円/日	
合計	144,000円/月	

◆その他

理美容代	実費	ご入居者の方の希望で提供した場合。
おむつ代	実費	ご入居者の方の希望で提供した場合。 (持参の場合は無料)
その他諸費用	実費	・日常生活において通常必要となるものに係る費用で、ご入居者の方が負担されることが適当と認められるものの実費について徴収させていただきます。 ・退去時に居室の修繕が必要な場合は、修繕にかかる費用を請求させていただきます。

(2019.10.1)